

紀の体

 和歌山市管工事業協同組合



伏拝の熊野古道(田辺市本宮町)

この写真の版權は和歌山経済同友会にあります。

URL <http://www.w-kankoji.com>

E-mail: wakayama@w-kankoji.com

伏拝の熊野古道(田辺市本宮町)

平安中期の女流歌人、和泉式部が熊野詣をして、伏拝の付近まで来たとき、にわかに月の障りとなった。これでは本宮参拝もできないと諦め、彼方に見える熊野本宮の森を伏し拝んで、歌を1首、詠んだ。

「晴れやらぬ身のうき雲のたなびきて
月のさわりとなるぞかなしき」

すると、その夜、式部の夢に熊野権現が現われて、
「もろともに塵にまじはる神なれば
月のさわりもなにかくるしき」

そう返歌したので、和泉式部はそのまま参詣することができたという。

目次

第60回通常総会開催	1
懇親会開催	2
第60回通常総会総会議事録	3
役員会報告	4
おじゃマンの新代表者紹介	6
商法改正について(その2)	7
青年部の動き	9
編集後記	11

第60回 通常総会 開催



山本理事長あいさつ

去る5月26日(金)に、組合の第60回通常総会が、和歌山東急インにおきまして、組合員56社がご出席のもとに開催されました。

総会では、山本昌彦理事長より挨拶を交え、組合が創立60周年を迎える本年、役員会にて記念行事等について種々検討の結果、組合員各位の日々のご協力に感謝を込め記念品を贈呈することに決定した旨報告があり、和歌山市長を始め戴いた祝電4件を披露、そして、総会迄の一年間に亡くなられた組合員、桜井水道店川畑守氏、笹野設備 笹野茂氏のご逝去を悼み、出席者全員で黙祷を捧げました。

議案の審議は、議長を松下工務店 松下重夫氏が務め、3つの議案を議場に諮った結果、全議案が原案どおり議決承認され、山本理事長の閉会の辞で第60回通常総会が終了しました。(総会議事録をご参照下さい)



懇親会 開催



懇親会

来賓ごあいさつ
(水道局工務部次長 松本敏一氏)

通常総会終了後、午後5時30分よりホテル東急インにて、ご来賓、組合員、永年勤続被表彰者、事務局を交えて懇親会が開催されました。

司会者湯川幸司理事の挨拶で懇親会が始まり、次に山本昌彦理事長の挨拶、続いて来賓各位のご紹介の後、ご来賓の水道局工務部次長 松本敏一氏と組合顧問の県議会議員小川武、市議会議員和田秀教諸先生方からご挨拶を戴きました。

ご出席戴いた来賓の方々のお名前

和歌山市水道局工務部次長	松本敏一様
和歌山市水道局給水課長	辻朗博様
和歌山県議会議員	小川武様
和歌山市議会議員	和田秀教様

小向副理事長の音頭で乾杯の後、組合員各位やご来賓が和やかに歓談会食する中、本年度、組合員各社よりご推薦頂いた従業員永年勤続者の表彰式が開催されました。本年度は表彰対象者6名で、内4名の方々にご出席いただき、懇親会席上全員の激励と温かい拍手に包まれる中、山本理事長より受賞者各位に表彰状と記念品が授与されました。

以下、平成18年度受賞者

木村幸生	有田住宅設備株
久保和夫	有田住宅設備株
奥野政夫	株白井商会
樋口敬子	株白井商会
中山浩己	有中村工業
山家昌己	有中村工業

最後に、坂東副理事長の音頭のもと全員で万歳三唱をして、小向副理事長の閉会の挨拶を以って懇親会が盛会裡に終了しました。



永年勤続表彰

第60回通常総会 総会議事録

1. 招集年月日

平成18年5月12日(金)

2. 開催日時

平成18年5月26日(金)
午後3時30分

3. 開催場所 和歌山東急イン

4. 組合員総数 114社

5. 出席組合員数 74名

内訳 本人出席 56名
書面委任 18名

6. 議長選任の経過

定刻午後3時30分、小向副理事長が司会者となり第60回通常総会の開会を宣す。山本理事長の挨拶後、祝電の披露がなされ、司会者より出席組合員に議長選任を諮る。満場一致で司会者一任となり、株松下工務店 代表取締役 松下重夫氏を指名し、議長就任に至る。議長より就任挨拶後、過去1年間の組合員代表者逝去氏名が報じられ、全員でご冥福を念じ黙祷を捧げた後、定款第38条に基づく定足数確認による総会の成立を宣し、直ちに議案審議にはいる。

7. 議案審議の経過・要領及び議案別の議決の結果

第1号議案 平成17年度事業報告並びに決算・剰余金処分(案)承認の件

議長より、担当役員の坂東副理事長に提案説明を求める。坂東副理事長より第1号議案の提案があり、詳細説明を事務局に求める。濱本事務局長より議案書に

基づき平成17年度事業報告及び決算内容を事業報告書、損益計算書、貸借対照表、財産目録等により各々報告、詳細説明後、続いて剰余金処分(案)の説明がある。次いで、川野監事、山下監事兩名より上記書類の決算内容を綿密に調査したところ、いずれも正確かつ適正であることが認められた旨報告がある。議長より議場に諮ったところ、他に質問意見もなく、第1号議案は原案どおり、満場一致で可決される。

第2号議案 平成18年度事業計画(案)並びに予算(案)承認の件

議長より、担当役員の坂東副理事長に提案説明を求め、坂東副理事長より第2号議案の提案があり、詳細説明を事務局に求める。濱本事務局長より議案書に基づき平成18年度事業計画(案)の説明、平成18年度予算(案)の提案説明がある。説明終了後、議長より第2号議案を全員に諮り、原案通り満場一致で全員の承認を得、可決される。

第3号議案 組合の借入金残高の最高限度額を定める件

議長より坂東副理事長に提案説明を求め、坂東副理事長より第3号議案の提案説明後、議長より第3号議案を全員に諮り、満場一致で原案通り前年同様1億円の承認を得、可決される。

審議後、他に発言もなく議案審議を終わり、議長を退任する。

議案審議終了後、山本理事長より第60回通常総会の閉会を告げる。

時に、午後4時30分であった。

役員会 報告

3月度 定例役員会

1. 開催日時 平成18年3月14日(火) 午後5時30分より
 1. 開催場所 役員会議室
 1. 役員定数 理事12名、監事2名
 1. 出席役員 理事10名、監事2名

議事の概要は次のとおり

第1号議案 平成18年度主要行事日程について

議長の命により事務局長から、平成18年度の役員会、総会の日程について事務局案を提示、役員会については、原則的に毎月第2火曜日に、第61回通常総会を平成19年5月29日(火)とすることに、全員賛成にて可決。

第2号議案 本部、事業部建物における消防署の立入検査結果と不備欠陥の整備について

議長の命により事務局長から、消防署の立入検査通知書による指示事項の説明と整備の為の見積書を資料により提示、審議の結果、見積書どおり整備する事に全員賛成にて可決。

報告議題

事務局長より以下の項目について報告があり、全員異議なく了承した。

1. 1、2級土木施工管理技術者検定試験並びに受験準備講習会について
2. 浄化槽設備士試験並びに同講習会について
3. 経営事項審査の改正等に係る事務取扱について
4. 和歌山市指定給水装置工事事業者の処分に関する取扱い基準について
5. 貯水槽清掃作業監督者講習会、排水管清掃作業監督者講習会について
6. 組合販売材料の値上げについて

4月度 定例役員会

1. 開催日時 平成18年4月11日(火) 午後5時30分より
 1. 開催場所 役員会議室
 1. 役員定数 理事12名、監事2名
 1. 出席役員 理事10名、監事2名

議事の概要は次のとおり

第1号議案 平成18年度事業計画(案)予算(案)作成にあたって

議長の命により事務局長から、平成18年度事業計画(案)予算(案)作成にあたって、特に予算面で上工水配水管修繕および改善工事の予算が、対前年比で4千万円程度減少する事から非常にきびしい予算編成とならざるを得ない旨、報告。

事業計画については、特に意見もなく、前年同様の事業計画とし、予算面では親睦旅行等を再検討し、三役会で予算案を作成することで、全員異議なく可決。山本理事長より、新しい収益事業について今後の課題として、開拓検討してはどうか、との提案があった。

第2号議案 平成18年度上工水給配水管修繕および改善工事、量水器検定満期取替工事、量水器施設改善工事契約について

議長の命により事務局長から、官公需企画調整委員会および共同受注委員会の決定をふまえ、別紙により上工水給配水管修繕及び改善業務参加規定(案)ならびに、量水器取替業務委託参加規定(案)およびそれぞれの仕様書について提案審議の結果、全員賛成にて可決。

尚、平成18年度における同事業への組合理事の参加について、中小企業等協同組合法第38条(理事の自己契約)に基づき、承認を求めたところ全員異議なく可決。

報告議題

事務局長より以下の項目について報告があり、全員異議なく了承した。

1. 組合員の異動について
 - 法定脱退 ㈱松阪建設 代表取締役 松阪 亨
2. 1、2級管工事施工管理技術検定試験及び受験準備講習会について
3. 平成18年度公共工事設計労務単価（基準額）について
4. 「経営事項審査の基準の改正」及び「改正に伴う再審査申請」のお知らせについて

5月度 定例役員会

1. 開催日時 平成18年5月9日(火) 午後5時30分より
1. 開催場所 役員会議室
1. 役員定数 理事12名、監事2名
1. 出席役員 理事10名、監事2名

議事の概要は次のとおり

第1号議案 平成17年度事業報告並びに決算・剰余金処分(案)承認の件

議長の命により事務局長より、資料に基づき提案説明があり、議場に諮ったところ全員賛成にて可決。

第2号議案 平成18年度事業計画(案)並びに予算(案)決定について

議長の命により事務局長より、資料に基づき提案説明があり、議場に諮ったところ全員賛成にて可決。

第3号議案 組合の借入金残高の最高限度額を定める件

議長の命により事務局長より、例年どおり1億円で総会に提案したい旨提案、議場に諮ったところ、全員賛成にて可決。

第4号議案 通常総会の役割分担について

議長の命により事務局長より、資料に基づき役割分担案を提示、議場に諮ったところ、全員異議なく可決。

第5号議案 平成18年度「永年勤続表彰」者の決定について

議長の命により事務局長より、各組合員より推薦のあった従業員の永年勤続者表彰について、推薦どおり第60回通常総会において表彰することを提案、議場に諮ったところ全員賛成にて可決。

第6号議案 平成18年度中小企業人材確保推進事業申請について

議長の命により事務局長より、資料に基づき提案説明があり、議場に諮ったところ、全員異議なく可決。

第7号議案 穿孔機の購入について

議長の命により事務局長より、現在使用している組合職員使用の電動式穿孔機(φ40～φ50)が耐用年数が経過、修理費がかさむ為、今般買い替えたい旨、提案。購入価格等については、別紙見積書を提示。全員異議なく可決。

報告議題

事務局長より以下の項目について報告があり、全員異議なく了承した。

1. 組合員の異動について
 - 代表者変更
有明治冷機工業所 代表取締役 野田かよ子→野田尚人
2. 浄化槽管理士・浄化槽管理者 講習会開催について
3. 組合創立60周年記念品について

会社訪問 おじヤマンの **新**代表者紹介



(有)明治冷機工業所 (和歌山市島崎町1-19) 左より職場の花 坂本朋生さん、
新代表 野田尚人さん、前代表 野田かよ子さん

「みなさんお元気ですか、暑い日が隔りて少々バテぎみですが、儲かってまっか？」

今回は新しく会社の代表者になった新社長さんをご紹介いたしたいと思います。(有)明治冷機工業所の野田尚人社長です。

野田社長は今年5月にご結婚されたばかりの、新婚ホヤホヤの湯気が立つ32歳です。この結婚を機に前社長の母親から社長業を受け継いだばかりのホヤホヤ、ピチピチです。

会社におじヤマン2号が突撃いたしました。

***会社の主な仕事、業種は？**

給排水設備、冷凍機器設備、井戸水処理設備、電機設備などです。工場の管理と建築設備の割合が半々ぐらいです。

***従業員さんの人数は？**

工務関係が5名と事務に母親と女性事務員、社長とで8名です。若い番頭さんを育てていきたいです。

***将来について**

現在の仕事に限界を感じています、省エネ関係の技術開発に取り組んでいきたいと考えます。

32歳！ ああ～若くてよいですね・・

実は私、おじヤマン2号は以前に野田社長とは一緒にお仕事をしています、ある中華料理店でおじヤマン2号が掘った井戸を野田社長のところで水処理をして空調に利用しています、省エネではお施主さんには大好評でした。・・・

野田新社長 がんばってくださいネ！



商法改正について (その2)

紀の州コンサルティング

中小企業診断士 濱田 智司
 社会保険労務士

前回は、『新会社法』施行で、私たちの会社組織がどのように影響を受けるかを説明しました。その中で、有限会社は特段の手続きをしなくても「特例有限会社」として存続し、また株式会社も、特に株式譲渡制限会社では、有限会社に近いメリットを享受できることをお話ししました。

今回は、この株式譲渡制限会社に新たに認められた改正点を中心に、株式会社において変更された内容について説明したいと思います。



「株式譲渡制限会社」にすると 機関を柔軟にできる!?

株式譲渡制限会社は、「全ての株式について、「当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を得なければならない」など定款に規定を設けて、株式の譲渡を制限している会社のこと」をいいます。

一般に、株式会社では、今まで「取締役は3人以上置かなくてはいけない」とか「取締役会は必ず設置しなければならない」などという取り決めがありました。が、『新会社法』における、株式譲渡制限会社では、以下のような柔軟な機関(組織のこと)を作ることが可能となっています。

- ①取締役は最低1人にしても構わないこと
- ②取締役会を設置しなくても構わないこと
- ③監査役を置かなくても構わないこと
- ④会計担当の機関として新たに会計参与^(※1)を設置しても構わないこと

などの機関編制にすることができます^(※2)。

例えば「オーナーである社長以外に取締役として適任の人物がいない」場合は、取締役を社長1人にし、取締役会を設置せず、監査役を置く代わりに、顧問税理士の先生に会計参与になっていただく体制とする。など、適宜、会社の状態に沿った機関編制に変更が可能です^(※3)。

※1: 会計参与についてのご説明は、本文後半にいたします。

※2: 新会社法では、株主総会は省略することができます。逆に取締役会を設置しない会社では、株主総会の権限が強化されています。

※3: このような会社機関の変更など会社の決まりごとの変更には、定款の変更とそれに伴う株主総会の特別決議での承認が必要となります。



「株式譲渡制限会社」はコストや 手間を軽減できる!?

株式譲渡制限会社では、このように余

計な（名目だけの）取締役を置かず、シンプルな組織にすることで、今まで全ての取締役や監査役に支払っていた報酬を省くことができ、コストの軽減が図れることとなります。また、取締役と監査役については、その任期は原則として、取締役が2年、監査役が4年と決められていましたが、今回の法改正で「定款に記載すること」で、それぞれ10年まで任期を延長できることとなり、煩雑な手続きや登記にかかる費用も軽減させることが可能です。さらに株式譲渡制限会社であって、取締役会を設置しない会社では、株主総会の招集手続きも、

- ① 1週間前に招集通知を出すこと（以前は2週間前の通知が必要だった）
- ② 書面だけでなく口頭でも招集が可能（以前は書面または電磁的方法による通知に限定されていた）
- ③ 招集通知には会議の目的事項の記載・記録が不要（以前は必要だった）

と大幅な作業の簡素化が図られており、事務作業の手間を省くことが可能です。

💡 会計参与を活用できる

「新会社法」では、株式譲渡制限会社にかかわらず株式会社の新たな機関として、会計参与という機関を設けています。会計参与制度とは、税理士や公認会計士の先生を会社の機関に組み入れ、決算書などの計算書類を“取締役と共同で作成”させる制度のことをいいます。具体的には、取締役と共同で計算書類を作成するほか、株主総会での報告説明をしたり、会社とは別に計算書類を5年間保存したり、株主や債権者に計算書類を関

示したりする職務があります。税理士の先生などの会計の専門家が会計参与になり、決算書などを取締役と共同で作成するので、決算書の信頼性が高いというメリットがあります。会計参与の設置は任意ですので、本文の前半で書きましたように、取締役1名の株式譲渡制限会社に会計参与を設置することも可能ですし、取締役会を設置している会社では、監査役に代えて会計参与を設置することもできます。

💡 取締役に課せられる責任が変わった

その他、「新会社法」では、取締役が会社に対して負う責任が変わることとなりました。違法配当や利益供与、そして利益相反取引は、従来なら無過失責任（取締役の不注意ミスが無くても責任がかかる）であり、非常に重かったのですが、今回より原則として過失責任（取締役の不注意ミスがあった場合責任がかかる）となります。またその取締役が会社に損害を与えた場合、損害賠償の責任が生じますが、これも一定の条件を満たせば制限することが可能です。

今回は譲渡制限株式の発行についての効果的な手法と新たに会社を設立する際のポイントについて、ご説明します。



青年部の動き

和歌山市管工事業協同組合青年部 創立10周年記念式典 開催される



参加者全員での記念撮影

去る6月24日(土)アバローム紀の国において青年部10周年記念式典が盛大に開催されました。

第11回通常総会・記念講演・テーブルディスカッション・記念祝賀会が行われ、来賓には、全国管工事業協同組合連合会青年部協議会会長(全管連青年部)五十嵐俊弘氏をはじめ、講演会講師として同会前会長の高井豊司氏、近隣青年部からは、名古屋市青年部会・京都府青年部・兵庫県青年部協議会・高知市若業会、県内からは有志として紀の川市・有田川町・広川町、親組合からは、理事・青年部OB・事務局長はじめ事務局

職員を含め、総勢80名が参加され、平岡青年部会長の歓迎挨拶をはじめ、山本理事長、小川武果議会議員(組合顧問)、特別参加として谷本龍哉衆議院議員(自民党青年部局長)よりご祝辞をいただき、坂東副理事長の乾杯の挨拶にて盛大に開催されました。また加太観光協会の方々の協力で“鋼の活け造り”が披露され観光和歌山市をアピールすると共に会を盛り上げて頂き、“明石の鋼”で有名な兵庫の皆さんも“加太の鋼”には驚きを隠せない様子でした。

記念講演においては、講師に全管連青年部前会長の高井豊司氏(神戸



講演会(テーブルディスカッション)

新青年部会長
白井 万佐也氏

市灘区)を講師に招き、実際に被災した水道屋さんとしての立場で「阪神・淡路大震災—その時そしてその後」をプロジェクターを使用、実際の被害状況(人と防災未来センター提供—神戸)をスクリーンに写し、講演され、高井氏は阪神・淡路大震災を風化させてはならない、そして人は自然災害の力には逆らえないけれど災害による被害は減らせる(減災)考えについても語られました。講演終了後、テーマ「災害対策 その時あなたは どうする!」について各テーブル(約6人~7人席のグループで司会進行・書記・補佐役を置く)に分かれるテーブルディスカッション方式で行われ、グループごとに話し合い、感想・意見発表がなされました。グループ共通のまとめとしては、「災害時の被災者個人としては家族・近隣住民・会社従業員の安全が優先であり、また逆の立場であれば単独行動はさげ、行政あるいは関係団体の指示に協力する。」「様々な問題が在るがやはり災害協力ができるよう組織化・マニュアル化が必要」「日頃の災害に対する心

構え・訓練を怠らず、減災に務める」等の発表が多く、個別の発表としては、「水道の規格の統一(管材料が違う・消火栓のホースが合わなかった—阪神・淡路大震災時復旧参加者)」「プール・受水槽の災害時の利用(震災時の緊急遮断弁の設置)—兵庫青年部」「まず第一に近隣との災害協力—紀の川市・和歌山市青年部」「地震災害以外にも台風・水害による被害あるいは湯水の問題—高知市若葉会・名古屋市青年部会・他」「全管連青年部を中心とした災害情報の収集」等、多くの意見発表が行われました。総括としては様々な問題があるが「FACE TO FACE(人から人へ)—お互いに心の底から心配し合える仲間—出会い、交流をすることによってまずは、相手を思いやることからはじめよう」を基に進んでいくことで終了しました。

第11回通常総会においては平岡会長の任期満了に伴い役員選挙が行われ、新会長に白井万佐也氏(株白井商会)が選ばれました。



編集後記

暑中お見舞い申し上げます。暑さ厳しきおりではございますが、組合員の皆様にはお変わりなくお過ごしのことと存じます。これからが暑さ本番といったところですが、どうぞますますご自愛の程お祈り申し上げます。

本号が皆様のお手元に届くころには、子供達には楽しい夏休みの真最中で、ご家庭では、子供達の声で、にぎわっていることと思います。少子高齢化が進む現在、政府も各種の子育て支援策にのりだしています。子供は国の宝、社会全体で育てていかなければなりません。そんな中、子供をめぐる事件、事故があいついで発生しています、痛ましい限りです。

組合創立60周年、青年部創立10周年、共に節目の年を迎えました。親、子の年齢差はいつまでも50年のひらきがありますが、手をたづさえて、組合発展のためがんばっていかねばなりません。

電子入札、電子納品 IT 講習会開催の希望アンケート調査を実施しましたところ、電子入札講習会の開催ご希望が多数寄せられましたので、10月中旬ごろ4班に分かれて開催をさせて頂くことになりました。電子納品の講習会は、次年度以後、状況をみて開催させていただきます。

例年8月になりますと技能検定（建築配管）の募集が始まります。全管連では、啓蒙のパンフレットを作成、本紙と共に配付させて頂きました。技能検定制度は、職業能力促進法に基づく国家資格です。特に、配管技能士の場合には、建設業法による許可を受取る際に営業所ごとに置かなければならない専任の技術者および建設工事を施工する際に現場に置く「主任技術者」として認められております。当組合員の関係では年々受験者が増加しています。ぜひ従業員の方々にも挑戦していただきたいと思います。

編集委員一同

■ 組合だより 紀の体

- 発行  和歌山市管工事業協同組合
理事長 山本昌彦
- 編集 編集委員会

〒640-8251 和歌山市南中間町12
TEL (073) 436-6801
FAX (073) 436-6804
URL <http://www.w-kankoji.com>
E-mail: wakayama@w-kankoji.com